

菰 市 第 4 9 4 号
令和6年8月26日

地区長（組長）各 位

菰崎市長 内藤 久夫
（ 公 印 省 略 ）

浚渫土の集積場所としての穴山町内の市有地の利用方法について

残暑の候、各位におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市環境行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本課では地区清掃活動等で発生する水路からの汲み上げ土（浚渫土）を自治会等で処理できない場合の集積場所として、これまで、穴山町内の市有地を指定させていただいておりました。

しかし、当該地において汲み上げ土以外のゴミ等の混入や外部から不法投棄とみられる事案が発生していることを受け、この度、入口にゲートを設置し、常時施錠することといたしました。

つきましては、今後の利用方法について以下の通り周知させていただきますので、利用に際しましてはご留意いただくようお願い申し上げます。

1 場 所 菰崎市穴山町 地内（別紙 位置図参照）

2 搬入可能物 水路清掃等で発生した自治会等で処理できない**汲み上げ土のみ**

3 搬入方法

① 汲み上げ土の搬入日程が確定した後、事前に**地区長**又は地区**環境衛生指導員**等が市民生活課 生活環境担当へ搬入日を報告。

・搬入予定日2日前までの平日8：30～17：15の間に電話等にて報告願います。

・原則、自治会単位での受付とさせていただきます。

② 予定日前に市担当者が開錠

③ 汲み上げ土の搬入（施錠不要）

～後日、市担当者が搬入物に問題がないか確認した上で施錠～

※**搬入日直前の予約の場合**、対応できない場合がありますので、お早めに搬入日のご報告をお願いいたします。

※汲み上げ土以外の**剪定枝、落ち葉、ゴミ等が混入することのないよう**ご注意ください。

※当該地にて、**不法投棄を目撃した場合は**、直ちにご連絡いただけますようお願い申し上げます。

※自治会等で管理する**公民館や寺社等の草刈りや枝払い時の枝葉についても搬入できません**ので、併せてご注意ください。

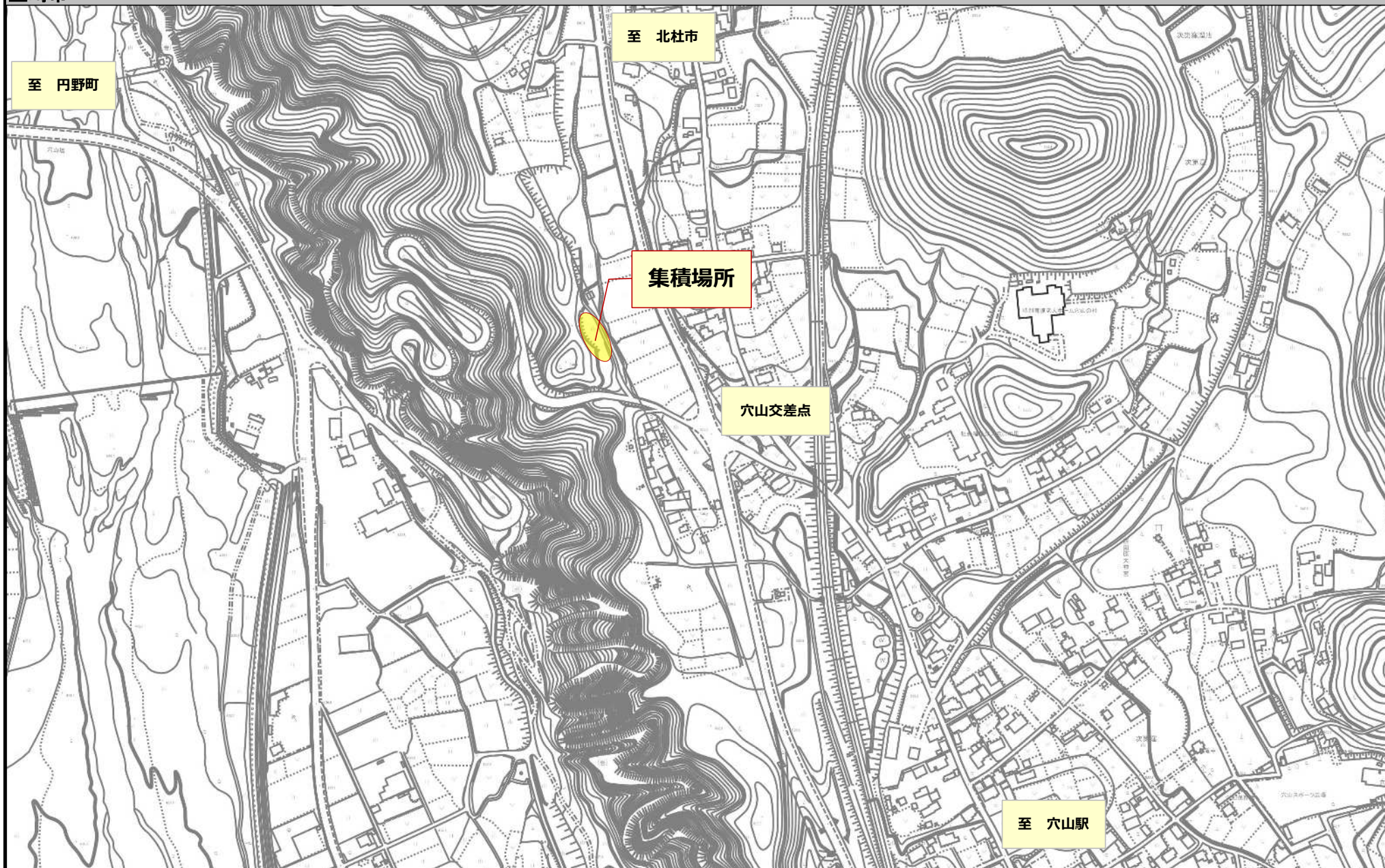
お問い合わせ

菰崎市 市民生活課 生活環境担当

菰崎市水神一丁目3番1号

TEL：0551-22-1114（直通）

韭崎市



縮尺 1 : 5000